

2022年12月1日

お客さま 各位

株式会社北洋銀行

ローン規定等の改定について

平素は北洋銀行をご利用いただき厚くお礼申し上げます。
弊行では、2023年1月4日（水）より、ローン規定等の一部を改定させていただきます。
改定後の規定は、お客さまとの新規取引開始時に加え、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。

1. 改定内容

利率の変更ならびに返済方法

2. 契約書ごとの改定箇所

(1) ローン契約書（金銭消費貸借契約証書）兼保証委託書（無担保ローン用）

ローン規定 第5条（利率の変更ならびに返済方法） 2.（3）

改定前	改定後
利率の変更が行われた場合は、借入要項の各条項にかかわらず、新利率、残存元金、残存期間等に基づいて算出した新返済額を支払うものとします。	利率の変更有無にかかわらず、新利率、残存元金、残存期間等に基づいて算出した新返済額を支払うものとします。

(2) ローン契約書（金銭消費貸借契約証書）兼保証委託書（リビングローン住宅手付金プラン用）

ローン規定 第5条（利率の変更ならびに返済方法） 2.（3）

改定前	改定後
利率の変更が行われた場合は、借入要項の各条項にかかわらず、新利率、残存元金、残存期間等に基づいて算出した新返済額を支払うものとします。	利率の変更有無にかかわらず、新利率、残存元金、残存期間等に基づいて算出した新返済額を支払うものとします。

(3) 金利変動に関する特約書（短プラ連動基準月年2回見直し型）

第2条（利率の変更ならびに返済方法） 3

改定前	改定後
利率の変更が行われた場合は、原契約証書の各条項にかかわらず、新利率、残存元金、残存期間等に基づいて算出した新返済額を支払うものとします。	利率の変更有無にかかわらず、新利率、残存元金、残存期間等に基づいて算出した新返済額を支払うものとします。

(4) 金利変動に関する特約書(利息後取り方式・基準月年2回見直し型)

第3条

改定前	改定後
元利均等償還によるものが利率変更された場合は、原契約証書に定める償還方法にかかわらず、新利率により貴行が再計算した元利合計割賦金をもって償還するものとし、原契約証書を変更するための変更契約書の差入れは省略します。	元利均等償還によるものが利率の変更有無にかかわらず、新利率により貴行が再計算した元利合計割賦金をもって償還するものとし、利率変更された場合は、原契約証書を変更するための変更契約書の差入れを省略します。

(5) 金利変動に関する特約書(利息後取り方式・短プラ即連用)

第3条

改定前	改定後
元利均等償還によるものが利率変更された場合は、原契約証書に定める償還方法にかかわらず、新利率により貴行が再計算した元利合計割賦金をもって償還するものとし、原契約証書を変更するための変更契約書の差入れは省略します。	元利均等償還によるものが利率の変更有無にかかわらず、新利率により貴行が再計算した元利合計割賦金をもって償還するものとし、利率変更された場合は、原契約証書を変更するための変更契約書の差入れを省略します。

(6) ローン契約書(金銭消費貸借契約証書)兼保証委託書(カードローン分割返済専用ローン用)

ローン規定 第5条(利率の変更ならびに返済方法) 2.(3)

改定前	改定後
利率の変更が行われた場合は、借入要項の各条項にかかわらず、新利率、残存元金、残存期間等に基づいて算出した新返済額を支払うものとします。	利率の変更有無にかかわらず、新利率、残存元金、残存期間等に基づいて算出した新返済額を支払うものとします。

(7) ローン契約書(金銭消費貸借契約証書)兼保証委託書(つなぎ住宅ローン(オリコ保証口)用)

ローン規定 第5条(利率の変更ならびに返済方法) 2.(3)

改定前	改定後
利率の変更が行われた場合は、借入要項の各条項にかかわらず、新利率、残存元金、残存期間等に基づいて算出した新返済額を支払うものとします。	利率の変更有無にかかわらず、新利率、残存元金、残存期間等に基づいて算出した新返済額を支払うものとします。

以上